

社 援 発 0611 第 7 号
令 和 3 年 6 月 11 日

都道府県知事
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について

標記について、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することとした。

今般、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に当たり、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領」を定めたので、通知する。